

# 養父市農業委員会

## 第21回会議録

令和6年6月25日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第21回会議録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第66号 農用地利用集積計画の承認について

議案第67号 非農地証明交付申請の承認について

議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第69号 農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

### 報告事項

報告① 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員(13名)

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

### 5. 欠席農業委員(0名)

無し

### 6. 出席推進委員(10名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見
19番 藤本浩一郎	21番 鎌谷壽三男	22番 上垣美由紀	
23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡	

### 7. 欠席推進委員(2名)

18番 谷村昭雄 20番 栗田匡晃

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : ただいまから第21回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中から、関係委員の方、現地確認、大変御苦労さんでした。

そしてまた、梅雨に入ってから急に雨が多くなりまして、農作業なんかも少しやりにくくなってまいりました。それでも暑い日が続きます。十分熱中症には皆さん気をつけて作業を行ってもらいたいと思います。

それと、毎年、和田山で行われていましたブロック別研修会は、少し今年は内容も変わったみたいですし、それとまた、今年は兵庫県の農業会議発足70周年の記念大会があります。そういったあれも計画されているようですが、また内容が分かって決定いたしましたら、その都度報告させてもらいたいと思います。以上です。

事務局 : それでは、初めに、会議の成立について報告をさせていただきます。本日の出席、農業委員13名中全員の出席でございますので、養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数を満たしておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は10名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理するとされておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、8番の圓山農業委員と10番の藤原義幸農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第66号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 失礼します。1ページを御覧ください。議案第66号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は、令和6年7月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が22,274平方メートル、14筆、畑が1,150平方メートル、1筆、合計23,424平方メートル、15筆です。利用権の設定を受ける戸数は12戸、設定をする戸数は4戸となっています。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用権の内容別に言いますと、使用貸借権が15筆、23,424平方メートル、うち新規

が15筆、23,424平方メートルとなっています。利用権の始期は公告日からで、契約年数は、3年契約が1筆、723平方メートル、5年契約が1筆、925平方メートル、10年契約が13筆、21,776平方メートルです。

詳細につきましては、次ページ以降に記載をしております。4ページから6ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借り受け、耕作するものを記載をしております。貸借期間は、全て令和17年3月31日までの10年間となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第66号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第67号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 7ページを御覧ください。議案第67号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、大屋町樽見の土地1筆で、面積が66平方メートルです。所有者は大屋町樽見の方で、非農地の事由としましては、昭和9年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは9ページから13ページとなっています。

2番、三谷の土地1筆で、面積が69平方メートルです。所有者は三谷の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃より原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは14ページから18ページとなっています。

3番、建屋の土地1筆で、面積が221平方メートルです。所有者は建屋の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは19ページから23ページとなっています。

次のページを御覧ください。4番、餅耕地の土地1筆で、面積が125平方メートルです。所有者は餅耕地の方で、非農地の事由としましては、昭和63年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは24ページから28ページとなっています。

5番、八鹿町浅間の土地1筆で、面積が0.32平方メートルです。所有者は八鹿町浅間の方で、非農地の事由としましては、平成6年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは29ページから33ページとなっています。

6番、八鹿町上小田の土地1筆で、面積が628平方メートルです。所有者は滋賀県野洲市の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは34ページから38ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。

それでは、番号1番の大屋町樽見の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。ページ数で10ページの航空写真を見てください。上のほう側が広谷のほう側、下が大屋のほうというような、大屋川の流れに沿っての住宅地で、そこに赤くなっている部分がございますね、そこが今回の申請地であります。

11ページのところに字限図がありますけれども、この赤くなっている部分のところで157番と155番のところが今赤くなっている部分のところであります。今回の申請はこの155というところの部分であります。

次の12ページを見ていただきますと、これは母屋のほうから撮った写真でありますけれども、これだけを見たら、何かそんなに高くないように思うんですけれども、かなり高所に家が建てられており、そして、この赤い部分のところはコンクリートがもう既に、昭和の初め頃、家を建てたときに打たれて、このコンクリート部分と白いセメントの部分と、これを合わせて今回非農地の証明をしてほしいと。この土地はもう既に、住んでおられる方は今、施設等に入っておられて、業者に依頼をされたところ、この建物を売るに当たっては、ここは畑のままになっているということで、今回非農地の申請をされるということでもあります。で、業者の方にもお出合いをして聞いてみましたが、まだ現在のところは買手はついていないということでもありますけれども、非農地の証明をいただいて、これからの事務作業を進めていきたいというように申しておられました。以上でございます。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど地元の農業委員の方、詳しく説明がありましたとおります。

ちょっと付け加えますと、11ページ、この赤線で囲っておる部分、これが次の12ページで写真に撮られています。番地でいいますと、157のほうに母屋が建ってまして、その前の部分、11ページを見ますと、かなり広い赤線が引かれていますけど、12ページの写真、石垣でずっと積み上げてますんで、そのように狭いような感じがしますが、コンクリで舗装していますので、元には戻らないというように思いますので、よろしく御審議のほうをお願いします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第67号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、番号2番の三谷の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほどは、皆さんお疲れのところ上がっていただきましてありがとうございます。

関連ページですけども、14ページから18ページになります。14ページを御覧いただいたら、これ地図なんですけど、ちょっとこれも分かりにくいんですけど、上のほうが船谷、下のほうが建屋のほうになります。船谷のほうから上がって建屋のほうに向かっていくと、浄化センターがあります。そこを右折していただいたら、三谷に入る道に入るんですけども、その途中から、これ昔、熊野高原でいったとこの熊野に上がる道の途中になります、ここに赤い丸がしてあります。これをずっと上がっていくと、大屋の宮垣に抜けます。

そういうところで、15ページの航空写真なんですけど、これがちょっと分かりにくいんですけども、赤い矢印のところ、1151ですか、そこに番地が出てお

ります。それで、1151-1 ですね、16ページの赤いこの印なんです。

17ページの写真見ていただきますと、これもほとんど、熊野に上がる道が道路拡張で、畑が取られまして残地っていう格好で残ったところではないかなと持ち主の方が上がってきて言われておりました。それで、今度ちょっとこれを、畑地で出ておりましたのをもう非農地って証明してくれということで今回出てきました。

で、18ページに始末書ですか、それが書いてありますので、これを農地として復元することもちょうと無理じゃないかなと思いますので、審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。今朝ほど現地踏査させていただきました。地元委員のおっしゃるとおり、また、現状写真にも出ておりますが、電柱、その上にまだ支線が2本入っております、木も大きいですし、これから先に大きく畑、農地として楽しむような余地のないところでして、場所的にも熊野に上がる相当上です。ひとつ皆さん方の御理解をお願ひいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。今お二人から説明があったとおりです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第67号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番、建屋の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。関連ページは19ページから23ページになります。19ページを御覧いただきましたら、これ旧建屋小学校の、今、6次化センターになっておるんですけども、その上のほう、建物の上のほうになります。

次に、20ページ、これが航空写真なんですけど、その上側に、579という赤い印がしてあるところになります。

21ページが、それが字限図になるんですけど、その位置になります。

それで、次、22ページ。これが現状の写真で、下側から見た写真というのが左側にありますけど、この上に、真ん中にちょっとこんもりしたところが、これが昔の簡易水道の水源地のタンクになっていたらしいです。それと、今度、上から下に撮った写真が出ております。これ、里山の今整備でちょっと木が切って、日当たりがよくなっておりますけど、それまではもう鬱蒼として、下に光が差さなかったので、こういう状態で何も生えてない状態のところ、こういう写真になっております。それで、大水が出ると、ここが川になってしまうようなところですので、これを元に戻して耕作するっていうのもちょっと無理なように思われます。

23ページ、こういう始末書も書いてありますので、というのが、これは農地を取得するために、自分の持ってるところがこういう原野化したところがあったら駄目だということで、非農地という証明が欲しいっていうことで申請に来られました。そういういきさつがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝ほど現地を見させていただきました。今、担当の藤原委員のほうからも丁寧に説明がありましたように、この22ページの写真を見ていただいても、農地として今後活用ができるような状況ではないように思われます。特に、申請者の方が今日も説明をされておられましたが、この方のお父さんが昭和40年ぐらいまでは畑として使っておったけれども、それ以降、自分自身はもう全くこの土地については知らなかったというようなこととございました。今回、そういうことで、先ほど藤原委員が言われたように、この土地については非農地ということで何とぞよろしくお願ひしたいというようなことと申しておられました。ひとつよろしくお願ひいたします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。先ほどお二人から説明があったとおりです。よろしく  
お願いします。

議長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第67号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決  
することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし  
た。

番号4番、餅耕地の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。関連ページ、24ページから28ページになります。これも、  
24ページを見ていただきましたら、これ地図なんですけども、上のほうが、ず  
っと奥に行くと、餅耕地、須留ヶ峰のほう、山の神があるほうになります。右  
側は建屋のほうに出る道です。それから、ちょっと左に下りていただきますと、  
これ赤い印でちょっとチェックしてあるところが現場の398の地番になるとこ  
ろです。これでまた下側に下りると、農道で、建屋のほうと県道に出られます。  
そういう位置関係です。

25ページ、ちょっと下のほうなんですけども、赤い印が入ってるところが現  
状。これ、住宅の一部の倉庫になってるところが農地に建てられたということ  
で、その件でここを非農地としてしなければならないような状態にちょっとな  
っております。その母屋が空き家のほうで、今度売買にかかるらしいので、そ  
の関係でちゃんともう非農地としてしてほしいということで今回の申請  
が出たようです。

次に、26ページの398っていうのがこの土地になります。

27ページにその倉庫、車庫ですね、そこの写真が出ております。これ、道路  
側から見たのが下側の写真になります。上は、この車庫の前方から見た写真に  
なります。この買手というのは、地域協力隊っていう人、大屋で今、養蚕を取

り組んでおられる方がここを購入したいということです。で、この倉庫を養蚕に利用したいということで、今度こういう申請といういきさつになっております。

それで、この持ち主さんの始末書が28ページに出ております。ということで、結局その農地法が分からずに、そこに倉庫を建てられたということが書かれておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。先ほど藤原委員さんが説明されたとおりでございます。27ページの写真を見たとおり、もう下はコンクリートで固められております。持ち主の方は不在なんです。福知山かどっかのサービス付高齢者住宅ですか、に住んでおられるということでございます。

先ほど説明があったように、蚕さんを飼ってる地域協力隊の方が買って、ここで住まわれるということをお聞ひしております。農地に戻すことはまず不可能だと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。先ほど説明があったとおりです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第67号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の八鹿町浅間の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員：失礼します。11番の木下です。対象になるのは、29ページから33ページまでの間になります。まず、29ページを見ていただいたらその現地が分かるようになっておりますけれども、右側が出石方面、それから、左に行きますと八鹿方面ということで、その中に上浅間というバス停があるんですけども、そのちよっと下のほうの土地でございます。

1枚めくっていただいたら、つい先ほど言った位置関係の、これは現物の写真がそこに載っております。その前の29ページと同じように、左側が八鹿、右側は出石ということになっております。

31ページに字限図が載っておるんですけども、面積があまりにも小さいものですから丸させてもらってます。

で、現地を撮ってるのが32ページになりますので、そちらのほうを見ていただいたら分かると思うんですけども、現状としましては、家も土地ありまして、その土地のほう、どういいますか、一部っていうんですか、端のほうの一部の三角のところ、恐らくこれ建てられるときに詳しく調べられなかったんじゃないかなという思いがしますけれども、建物の土地の一部としてもう包括されております。これを戻して、畑地とか田んぼにするということはまず無理な話ですし、また、始末書等々見ていただいても分かるように、その頃の認識の浅さもあります。そういうことで、今後の対応については、こういうことがないようにということで御本人さんも反省をされてますし、また、今後の意気込みも見えますと思いますので、何とぞ御了解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長：続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
2番、吉村農業委員。

吉村委員：2番、吉村です。今朝ほど現地を見させていただきました。今日まで申請があつたのでこれだけ大きな広い土地が申請に出たのは聞いたこともないぐらいなことです。私を感じましたのでは、コンクリで巻いてあるし、マンホールがあるし、もうここにどうこうされるんだったら、植木1本持ってきて植えられるか、花壇以外になす方法もないように感じました。現地調査員が申されたとおりに、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。

議長：続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員：16番、齋藤です。先ほど木下委員、吉村委員が言われたと一緒に、何も

農地として利用できないような土地だと思えます。以上です。

議長： 説明が終わりました。

この件についての質疑はありませんか。

事務局にちょっとお願いします。32ページの写真なんですけども、この黒三角してあるのはいいけど、これをちょっと色を変えてもらって、誰でもぱっと見て分かるような色に、赤とかね、してほしいなと思うんですけども。

事務局： はい、承知しました。ありがとうございます。

議長： よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第67号の5番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号6番の八鹿町上小田の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。関連ページは34ページからになります。34ページ、まず見ていただいたら分かりますように、これ、右岸道路の場所で、恐らく皆さんもそこを通られたときに、その前の藤田食品っていう豆腐屋さんがあるんですけども、その前のほうを通過して、川のほうを見ていただけたら分かると思うんですけど、大概の方、見ておられると思うんですけども、原野化して、ススキやら、いろんなものが生えております、その中の一画の圃場ということで、この辺の一带の土地につきましては、右の35ページを見ていただけたら分かりますように、以前はかなり多くの方々が耕作されておられたんだと思えますけれども、その1枚で、現状については全く手をかけることができないような状況になっております。

その状況が写し出されてるのが37ページの写真なんですけれども、結局、赤いところで囲ってありますけれども、ここが該当の場所になりますけれども、この木は確かに果樹なんですけど、そのあとにつきましては、もう雑草とかい

ろんなものがありますし、下はかなり石なんかも混ざっておりますし、とてもこれを耕して耕作地にするということは大変難しいという思いがしております。ただ、手前のところの土地につきましては、耕して畑地にすることはちょっと難しいかもしれませんが、管理をされて、草が刈ったりしてありますので、たまたまそういうところの横ということで、現場がはっきりと分かったというような現状であります。ですから、この本人さんにつきましては、もうこちらにはおられませんしするので、どうしても手がかけられないということで、こういう申請が上がってきております。

左の字限図を見ていただいたら分かりますように、右側がちょっと長くて、左側が細いんですけど、その細いところから見た写真が右の写真というところになりますので、結局、道に沿うんだったら、もう1枚の田んぼがあるわけなんですけれども、そこももう原野化しておりますして、本当にもうこれを畑地に直してどうのこうのということはず難しいというふうに考えられます。どうぞ皆さんの御意見をいただきながら、御承認のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今、担当の木下委員のほうからも説明がありましたように、現地を今日見ましたところ、原野化しているという、こういう写真の状況で、この土地だけじゃなしに周りもそういう状況になっているということで、お父さんが亡くなられて、相続を受けてからこの土地を持っておられますけれども、全然手つかずというような状況で原野化に至っているということであります。そういうことで今回非農地の申請が出ておりますので、適当であるというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど木下委員と谷垣委員が言われたように、原野化で、また相続人も地元じゃなしに、遠方のほうにおられるみたいで、今後この土地を農地としての維持ができることができないような状況だと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 説明が終わりました。

この件についての質疑はありませんか。

小林さん、どうぞ。

小林推進委員： この土地はすごくたくさん放棄地みたいになってるところがあると思うんですけど、この方だけがそうなるのか。というのは今度、地籍の関係で、一切になったらいいのか、どうなのでしょう。この方はたまたま相続して、すぐに気がついてこれをされたんですか、何のあれでこれまたされたのかなと思っただけなんですけど、別にこれは反対でも何でもありませんけど、ただ、あそこら辺すごい荒れ地が多かったんで、ほかの土地はどうなのかなと思ってちょっと伺っただけなんですけど。(発言する者あり)

事務局： 会長、いいですか。すみません、私のほうからお答えさせていただきます。申請者でございますが、もうこちらにおられないということで、財産の処分を希望されておりました。そういったような中で、この土地が農地であるということが一つと、農地のままの売買であれば、まず、ここをしっかりと耕さないといけないということがございます。遠方であるため、そんなこともようできないし、もう20年以上前からこのような状況だということでしたので、それでは非農地申請を上げてみてはどうですかという御案内をこちらのほうからさせていただきますところですよ。

議長： 小林さん、どうですか。

小林推進委員： 別に何でもありません。ただどうかと思っただけで、あまりにもあの周りがほとんどが原野化してるので、なぜまたそうなったのかなと思っただけなので。

議長： 質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第67号の6番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 39ページを御覧ください。議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町宿南の土地6筆、合計面積は956.09平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町宿南の方、譲受人は大阪府大阪市の株式会社です。譲受人は申請地近隣に工場を有しており、従業員用として駐車場を借地しておりましたが、その駐車場が使えなくなったため、申請地内に露天駐車場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは40ページから44ページです。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町宿南の件について、事務局より、農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局 : 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員 : 失礼いたします。先ほど説明があったんで、詳しいことというよりも、現状のほうを私のほうが説明させていただきたいというふうに思います。

まず、41ページのところを見ていただいたら分かりますように、ここ写真が載っておるんですけども、この該当の土地、この土地よりもちょっと上側といいますのが、いわゆるその右にあります青谿書院の駐車場が新しくできたところなんです。その駐車場に青谿書院の管理棟を今建設中なんですけれども、その管理棟が、以前あったところが、この駐車場にしようという方の駐車場所としてお借りしとった場所らしいです。こういう青谿書院の管理棟を建てるといことのために、その場所を畑と田んぼから農耕地に変えたわけなんですけれども、それに伴いまして、そこに残土というのがかなり出ておりました。その残土につきましては、私ども長い間そこに住んでまして見ておるんですけども、大変石とか、そういったものがたくさん混ざっておって、正直なところ言います

と、それを耕作し直して畑、田んぼにするというようなことは到底できるような状況ではありませんでした。もちろんその上の、今現在計画しております駐車場のその場所も同じようなものであります。いろんな意味で、そういったことで物置というんですか、残土置き場のような形にされてたわけなんですけれども、それをあまりにも醜いということで、青谿書院のいわゆる一つの施設の活用の有効な駐車場にしようということで今回の計画になつとると思うんですけれども、その意味が分かるのが、43ページを見ていただいたら分かりますように、その上のところに、ちょっと左側にその青谿書院のいわゆる管理棟が建つわけなんですけれども、この場所を通らないと、今申請しております場所には行けないわけなんですけれども、この場所を通過して、今の申請のところの駐車場に出入りをするということも計画されてるみたいですので、駐車場にして、それがどうのこうのということはないと思います。そして、この場所自体をじゃあ畑として戻せるかっていうと大変、現状を見ていただいても分かると思うんですけど、ここにはちょっと載っておりませんけれども、先ほど言いましたように、本当に石とかいろんなものが下というか、土地にはございまして、とても耕地に戻るような状況ではありません。そういうことですので大変、耕地が大きくなるということは、大変寂しいことですが、そういった違った意味での活用ということですので、皆さんのほうの御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど地元の農業委員の方の説明がありましたように、この会社の駐車場は、言うたら休憩施設というか、その分を養父市の土地として、土地を駐車場として借りておったんですが、管理棟が建つということで駐車場を新たに設けたというようなことらしいです。田んぼのところは畑、戻すような感じで残土は盛られてましたけど、この会社の駐車場にというふうに進んだようです。そのようなことですので、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど木下委員、藤原委員が言われたとおりです。以上です。

議 長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第68号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第69号、農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 45ページを御覧ください。議案第69号、農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出についてです。

届出番号1番、養父市新津の土地1筆、面積は1,150平方メートルのうち80.64平方メートルです。届出人は養父市大屋町宮垣の方で、父親が所有する申請地内に農業用倉庫を建設するため届出を行うものです。関連ページは46ページから50ページです。

届出番号2番、養父市三宅の土地1筆、面積は1,115平方メートルのうち75平方メートルです。届出人は養父市三宅の方で、市道から申請地内にある農業用倉庫に行くための進入路を建設することが届出の目的です。関連ページは51ページから54ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。

それでは、1番の新津の件について、担当農業委員の説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。早朝より現地調査班の皆さん、御苦労さまでした。ありがとうございました。

関連ページの47ページの航空写真を御覧ください。右側のほうに大屋川が流れています。右上のほうが下流になります。それに並行して走る県道養父宍粟線の山沿いのほうにある斜面の中にある畑地に今回の場所があります。赤い丸印の周りに水色というか、ねずみ色のようなものは全て太陽光発電のソーラーパネルになります。ですので、この場所はほぼほぼソーラーパネルに囲まれた中にある畑地になります。赤丸印の中に白線で点線がありますが、そこが今回の申請地になります。左上の白い建物は、この方の持ち物のビニールハウスに

なります。

49ページを御覧ください。その畑地の中にこのような農業倉庫、49ページと50ページになります。主に乾燥機ともみすり機を置いてお米の処理をしていく施設にするということで、農機具とかはまだほかに置かれるようです。

先ほどの航空写真で見ていただいたように、周辺農地に影響は全くありませんし、これからまた頑張ってやっていかれるということなので、申請のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今、担当委員のほうからも詳しく説明がありましたとおり、この土地につきましては、お父さんの持つておられる土地を今回は貸借をして使われるってことであります。面積的には大きな建物ではありませんけれども、農業にとって、農業をする上では必要な倉庫でありますので、特に問題はないというふうに思ひます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。

この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第69号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の三宅の件について、担当農業委員の説明を求めます。  
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。52ページを御覧いただきたいと思ひます。ここにありますように、真ん中やや上ですか、国道9号が走っております。右側が八鹿町側、それから、左上が関宮、村岡方面になります。以前、新宿というドライブインがあったんですが、その前のほ場整備区域の隣接する区域外になります。赤で丸してあるところが今回の申請の場所です。ここには、農地と、それから既存の倉庫があります。申請者は、この土地を数年前に買い取られまして今自分の

所有物としておるんですが、ここの出入口が、この既存倉庫の上向きに国道と面しているということで、非常に農機具とか出入りがしにくい。そして、この赤丸の下のほうですね、赤丸で1筆を囲ってあるんですが、今回の申請する進入路の下のほうの畑には、どうしてもここの9号線から下りていかなければ、現在のところでは行きにくいということで、この9号線、カーブになっておりますし、この土地は9号線より低いところでして、ここに入出入りするの、例えばトラクターだとか管理機、そういうものが国道からは出入りしにくいということで、ここに白い平行線があるんですが、ここに進入路をつけて、この下の農地、それから倉庫に行く、倉庫に入る進入路ということにもなりますし、この半分に分けられた農地の進入路ということにもなります。これで、こちらの農道、何か市道になっておるようですが、ここから農業用水路の上を通過して、進入路をつけるということで、この方は非常に農業に熱心で、自分のところの農地はもちろん、人の農地も借りて畑や、それから水田をつくっておられます。ここも危険だからということで、現在耕作していないこの2つ分割されている下のほうも、これをつけることによって耕作をしていきたいということですので、農地転用になるんですか、進入路をつけるということは適当ではないかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。現地に行ってみましたところ、今ある既存の出入口です。非常に勾配がきついところで、国道に面しておいて、非常に危ないところだと思います。それで、今度申請された方が自分の田んぼの、466-1ですか、53ページのところに進入路を造りたいというような申出だったと思います。約3メートルの道をつけたいというような申請でした。ここは、もともとは466-1は田んぼ1筆だったんですけど、現在、ここに前の持ち主の方がコンクリート畦畔を造って、田んぼと畑とを分けていました。でも、その畑のほうは今荒れてるんですけど、今度道をつけて、そこを耕してまた耕作したいという思いを持っておられました。妥当じゃないかと、適切じゃないかと思しますので、どうぞよろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
23番、宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。今2人の農業委員が申されたとおり、本当に国道縁で、そして下り口が相当今段差があつて坂道になっていますんで、危険も伴いますんで、やはりここに道をつけて耕作をしたいという申請を許可相当やと

思いますので、よろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第69号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項です。

報告①農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 55ページを御覧ください。報告①農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

届出番号1番、大谷の土地1筆で、合計面積が1,663平方メートルです。貸し人は大谷の方、借り人は大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和6年5月27日、土地の引渡しは令和6年6月30日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者が耕作される予定です。

届出番号2番、大谷の土地2筆で、合計面積が2,489平方メートルです。貸し人は大谷の方、借り人は大谷の株式会社です。合意解約年月日は令和6年6月3日、土地の引渡しは令和6年6月30日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者が耕作される予定です。以上です。

議長： この件について質疑はありませんか。  
前川さん、どうぞ。

前川委員： 5番、前川です。すみません、備考欄に書いてますように、先ほどコメントでありましたように、第三者って、差し支えなければ教えてもらいたいですけど。

議長： ちょっと個人的には私も知ってるんですけど、聞いたときに名前を出してほしくないと言っていましたので。ちょっと某会社ですけどね。申し訳ないです。

事務局 : 正式には契約等はまだされてないかなと思いますので、ちょっとこの場では控えさせていただきたいです。

前川委員 : 分かりました。

議 長 : どうぞ。

小林委員 : いいですか。また、これクボタ eファームがやめられるということなんですけど、これだけ特区事業者がどんどんどんどん面積減らしたりやめていくということに関して、市の農業委員とか市のほうはどういうふう考えてるのか伺いたいです。

事務局 : 私、今の立場は農業委員会として話をしますが、特区事業者であろうと個人であろうと、とにかく空き農地がないようにしていただくというのが我々の考えですので、このように次の方に引き継ぐところが決まっている場合につきましては、農業委員会としては特に問題はないというふうに考えますが、じゃあ特区の考え方としてどうなのと言われたら、そこはちょっと疑問はありますが、ちょっと私、今のこの農業委員会としての考え方としては、とにかくそういう、例えばやっぱり経営的事情で作れなくなったというところがあったとするならば、そこは無理やり作らせるということも恐らく会社はしないと思うので、次の方を探していくというような形にならざるを得ないなというふうに思っております。

小林委員 : 分かりました。

議 長 : よろしいですか。  
ほかに御質問ありますか。

( 質 疑 な し )

議 長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 失礼します。56ページを御覧ください。報告②農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町朝倉の土地2筆で、面積が2,224平方メートルです。譲受人は

八鹿町朝倉の方で、譲渡し人も八鹿町朝倉の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月2日、許可日が5月22日となっています。

2番、大屋町上山の土地1筆で、面積が88平方メートルです。譲受人は大屋町夏梅の方で、譲渡し人は大阪府茨木市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月2日、許可日が5月16日となっています。

3番、八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が596平方メートルです。譲受人は八鹿町八鹿の方で、譲渡し人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月2日、許可日が5月22日となっています。

4番、新津の土地1筆で、面積が1,269平方メートルです。譲受人は大屋町宮垣の方で、譲渡し人は神戸市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月2日、許可日が5月22日となっております。

5番、八鹿町下網場の土地2筆で、面積が102平方メートルです。譲受人は八鹿町下網場の方で、譲渡し人は八鹿町八鹿の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が4月25日、許可日が5月22日となっております。

57ページを御覧ください。6番、関宮の土地2筆で、面積が918平方メートルです。譲受人は大阪府大阪市の方で、譲渡し人は西宮の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月16日、許可日が5月29日となっております。この譲受人さんは、この申請農地と同時に家を買っており、来月ぐらいから関宮に住まれる予定です。

7番、八鹿町坂本の土地1筆で、面積が656平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡し人も八鹿町坂本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月28日、許可日が6月13日となっております。

8番、八鹿町坂本の土地1筆で、面積が514平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡し人は八鹿町坂本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月28日、許可日が6月13日となっております。

9番、尾崎の土地1筆で、面積が360平方メートルです。譲受人は尾崎の方で、譲渡し人は三宅の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が5月30日、許可日が6月11日となっております。

10番、三宅の土地1筆で、面積が82平方メートルです。譲受人は三宅の方で、譲渡し人は十二所の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が5月30日、許可日が6月11日となっております。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 58ページを御覧ください。報告③農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町大江の土地16筆で、面積が7,832平方メートルです。申請人は八鹿町大江の方です。取得した日が令和6年5月9日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は堀畑の土地2筆で、面積が1,409平方メートルです。申請人は奈良県生駒市の方です。取得した日が令和6年3月9日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。ここの農地の耕作者は、吉田農場さんによって耕作されています。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
これで報告事項は終了いたしました。  
以上で第21回農業委員会総会を閉会いたします。

冒頭にちょっと少し言い忘れたんですけども、本日、総会の後に、少し研修会ということで、今度、県内研修の有機栽培についての視察に行くんですけども、その件について、農林振興課の方にちょっと有機野菜というか、有機栽培とはどういうことだという少し研修をしたいのと、それからまた、農地パトロールがこれからあります。そのタブレットの操作についてもちょっと研修したいと思います。

以上で総会を終わります。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 圓山満

署名委員 藤原美幸

